

感染管理認定看護師等資格取得支援事業実施要綱

3 福保感事第 5 9 1 1 号

令和 4 年 3 月 2 2 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、病院が実施する従事職員の感染管理に関する資格取得を支援する取組に対し、東京都（以下「都」という。）が必要な経費を補助することで、都内における感染管理の専門資格を有する医療人材の育成を促し確保を図るとともに、新興感染症等への対応及び平常時からの病院における感染管理の質の向上を図る。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 感染管理認定看護師等

下記アからキまでを「感染管理認定看護師等」という。

ア 感染管理認定看護師

公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）が、公益社団法人日本看護協会認定看護師規程により認定する感染管理認定看護師の資格を有する者をいう。

イ 感染症看護専門看護師

日本看護協会が、日本看護協会専門看護師規程により認定する感染症看護専門看護師の資格を有する者をいう。

ウ 感染制御実践看護師

学校法人青葉学園東京医療保健大学感染制御教育研究センターが、感染制御実践看護学講座を修了した者に認定する資格を有する者をいう。

エ 感染制御認定薬剤師

一般社団法人日本病院薬剤師会（以下「日本病院薬剤師会」という。）が認定する感染制御認定薬剤師の資格を有する者をいう。

オ 感染制御専門薬剤師

日本病院薬剤師会が、認定する感染制御専門薬剤師の資格を有する者をいう。

カ 認定臨床微生物検査技師（CTCM）

認定臨床微生物検査技師制度協議会が、認定する認定臨床微生物検査技師の資格を有する者をいう。

キ 感染制御認定臨床微生物検査技師（ICMT）

感染制御認定臨床微生物検査技師（ICMT）協議会が、認定する感染制御認定臨床微生物検査技師の資格を有する者をいう。

(2) 病院

医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 5 第 1 項に定める病院をいう。

(実施主体)

第3条 本事業は、都が実施する。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象は、都内の病院とする。ただし、国及び都が開設した病院は、対象外とする。

(補助対象内容)

第5条 補助金の交付対象は、前条に規定する病院の設置者が、雇用している看護職員、薬剤師及び臨床検査技師に、感染管理認定看護師等の認定資格を取得させるために負担した経費に対して行うものとする。

(補助金の額)

第6条

補助金の額は、当該年度の事業予算の範囲内で決定することとし、補助金の算定に必要な事項は、感染管理認定看護師等資格取得支援事業交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定める。

(その他)

第7条

第1条から第6条までに定めるもののほか、必要な事項は交付要綱に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年12月15日から適用する。